平成２４年（フ）第４０６号
沖縄県那覇市字安謝664番地50　安謝第一市営住宅407
債務者　西　　貞雄
1　決定年月日時　平成24年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１１２号
青森県黒石市緑町３丁目56番地　コーポＪＵＮⅡ１号、申立時の住所青森県黒石市一番町194番地
債務者　中村　友子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１２１号
青森県弘前市大字外崎２丁目５番地２　グリーンハウス２号
債務者　小山内綾子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第５１４号
神戸市北区花山東町１番９―101号
債務者　鵜飼ハルエ
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５１５号
神戸市北区花山東町１番９―101号
債務者　鵜飼　賢治
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７９５号
神戸市中央区下山手通９丁目10番２―1005号
債務者　田中工務店こと　田中　辰夫
1　決定年月日時　平成24年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４８２号
北海道石狩市花川南10条２丁目216番地
債務者　野田　年広（旧姓成瀬）
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６２３号
札幌市厚別区厚別南２丁目４番10号　スカイラーク402
債務者　板垣　行雄
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６５６号
札幌市東区東苗穂５条２丁目１番７号　ヴィラウィング202号
債務者　三浦　奈美
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７１３号
札幌市西区八軒２条東５丁目７番10号　マンションみずたに202号
債務者　狭間　仁志
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７５２号
札幌市白石区菊水元町１条５丁目２番２号第２菊水マンション203号
債務者　菊地　勝将
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８０９号
札幌市中央区南11条西８丁目２番43―403号
債務者　三上　彰子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８１６号
札幌市白石区菊水９条１丁目３番10―301号
債務者　窪田磨祐美（旧姓赤川）
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８７９号
北海道石狩市花川南７条１丁目３番地12
債務者　門間　孝子（旧姓空田・菊池）
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８９７号
札幌市豊平区月寒東１条５丁目１番12号　コーポ月寒Ａ号
債務者　永井　隼一
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９６１号
札幌市中央区南28条西８丁目１番７―302号
債務者　阿部　朱美
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９９９号
札幌市北区新琴似７条２丁目１番25号　コーポ司６号
債務者　坂口　綾子
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２号
北海道網走市字北浜128番地の１
債務者　川村　茂美
1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係